



2023年12月4日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 浜 木 綿  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 林 永 芳  
(コード番号:7682 東証スタンダード・名証メイン)  
問 合 せ 先 取 締 役 業 務 部 長 三 浦 祐 明  
( TEL. 052-832-0005 )

### 食中毒事故に係る営業禁止処分解除のお知らせ

この度、所轄の岡崎市保健所より、営業禁止処分を受けておりました弊社が運営する店舗「浜木綿岡崎南店」(愛知県岡崎市)について、処分が解除になりましたことを、以下のとおりお知らせいたします。

発症されましたお客様には、多大なる苦痛とご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げますとともに、引き続き誠心誠意、対応させていただく所存でございます。また、同店舗を日頃よりご利用いただいておりますお客様ならびに関係者の皆様にも、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

#### 記

##### 1. 行政処分について

処分店舗 : 浜木綿 岡崎南店 (愛知県岡崎市)  
所轄保健所 : 岡崎市保健所  
処分年月日 : 2023年11月30日  
処分の理由 : 食品衛生法第6条第3号違反  
処分の内容 : 2023年11月30日以降の営業禁止  
病原物質 : ノロウイルス  
処分解除年月日 : 2023年12月2日

##### 2. 感染経路等に関する調査結果と営業禁止の解除について

保健所の立ち入り検査及びその後の調査による同店舗における店内施設のふき取り検査、従業員の検便検査の結果につきまして、現時点において当該ウイルスは検出されておられません。

当社としては、同店舗について、清掃・消毒及び調理器具の洗浄・消毒、食材の廃棄、従業員の衛生講習会受講を行いました。そのうえで、岡崎市保健所による確認を受けた結果、再発防止に向けた措置が取られていると認められ、上記、営業禁止処分が解除されたものです。

これにより、「浜木綿 岡崎南店」については、2023年12月3日より営業を再開しております。

### 3. 再発防止等について

当社では、日頃から店舗従業員に対する教育のほか、本部による衛生管理体制のチェック、衛生検査の実施など、衛生管理の徹底に努めてまいりましたが、このような事故の発生に至りました。

当社といたしましては、この度の事態を真摯に受け止め、再発防止に向けてさらなる衛生管理の強化・徹底を図り、全社一丸となって、お客様が安心・安全にご利用いただけるよう努めてまいり所存でございます。何卒、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 4. 業績に与える影響

本件による当社の業績に与える影響は、現時点におきまして軽微と考えておりますが、改めて開示が必要な場合には別途、速やかにお知らせいたします。

以 上